

議 事 日 程

令和元年8月23日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第13号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第37号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第38号 工事請負変更契約の締結について

日程第6 議案第39号 財産の取得について

出席議員（7名）

1番 安 江 真 治

2番 安 保 泰 男

3番 安 江 健 二

4番 今 井 美 和

5番 今 井 美 道

6番 桂 川 一 喜

7番 樋 口 春 市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎

教 育 長 神 戸 誠

総 務 課 長 伊 藤 保 夫

村 民 課 長 今 井 明 徳

産業振興課長 今 井 稔

地域振興課長 桂 川 憲 生

建設環境課長 有 田 尚 樹

教 育 課 長 安 江 任 弘

診療所事務局長 河 田 孝

保健福祉課長 安 江 透 雄

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開会及び開議の宣告

○議長（樋口春市君）

ただいまから令和元年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（樋口春市君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第13号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和元年8月23日提出、東白川村長。

記1. 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）（別紙）。

1枚おめくりをいただきまして、専第13号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,234万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和元年7月8日、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略し、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額83万4,000円。説明でございますが、普通交付税83万4,000円、これは収支のバランスをとるものでございます。

次に、歳出。

10款3項1目学校管理費、補正額83万4,000円。説明でございますが、中学校施設営繕費83万4,000円。中学校非常放送設備取替工事でございます。

これにつきましては、7月1日に校内放送ができないという状況になりまして、原因を調査したところ、非常通報装置の故障と判明をいたしました。改修見積もりと計画を協議の上、専決処分にて予算を措置し、夏休み早々に工事を完了したものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第13号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第13号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第37号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第4、議案第37号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第 37 号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）。令和元年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 5,279 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和元年 8 月 23 日提出。東白川村長。

2 ページ、3 ページの歳入歳出予算補正と 5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略し、7 ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

9 款 1 項 1 目地方交付税、補正額 45 万円。説明でございますが、普通交付税 45 万円。収支のバランスをとるものでございます。

歳出。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 45 万円。説明でございますが、立村 130 周年記念事業でございます。

最初に、報償費、記念品等でございますが、これにつきましては功労者表彰、感謝状の受賞者等の数が確定しまして、当初より増によります増額でございます。それと、新たに村内来賓の記念品の追加、あと、小・中学生文化協会等の記念品の追加というものでございます。次に、祭事、コンサートを行うことで音響の謝礼というものでございます。

あと、旅費につきましては、当初自衛隊の音楽隊を予定しておりましたが、それができなくなったことによる減額でございます。

需用費については、事業用消耗品につきましては、表彰者感謝状等の額縁、あと記章ということでリボンの不足分の購入でございます。あと、ステージ看板等の制作費でございますが、立村 130 周年のロゴマークが入ったものを村旗、日章旗に並んでつくるものでございます。あと、食糧費につきましては、最初の自衛隊等の関係の演者の食糧費がなくなりました分の減額。

あと、役務費については、郵送料、あと、楽器運搬費については、それぞれ減額。

あと、補助金ですけれども、ふるさとコンサートの補助金が 30 万ということで、これについては 130 周年協賛の石原修二さんのふるさとコンサートの関係で実行委員会へ補助するものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今回の補正につきましては、当初予算の折に、村長のほうから、今回の130周年記念コンサートというのは、まだ骨子が十分決まっていないので、とりあえず一時的な予算として当初お認めいただきたいというような説明があったかと記憶しておりますが、その段階では、約100万円ほどの予算で実行するという事で説明が行われておりました。

そうして、今回45万のプラスということで、約1.5倍の予算に膨れ上がるわけですが、最初の趣旨として、恐らく頭出しと同じような意味で、まず項目を立て上げさせていただいておいて、確定と同時に最終的な130周年記念にかかわる予算をお認めいただきたいという趣旨だったのではないかとちょっと思いましたけれども、やっぱり頭出し的な考えにするには、100万という数字は結構大きな額で、予算を認める段階では、大体100万円ぐらいで全部をおさめるであろうとこちらは身構えていたはずが、終わってみたら145万という予算になるということでしたので、もう一度、当初予算と同じような考え方の中で、村長が130周年記念に関する思いというか、こういう思いでこれだけの予算を執行させてくださいという130周年記念に関する村長の思いをもう一度お聞かせ願えないかとちょっと改めて思ったわけですが、よろしくお願いします。

○議長（樋口春市君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

頭出しという表現はそのとおりでございますが、関連行事の内容が決まっていなかったということで、そういう意味での頭出しで、予算額については、一番わからなかったのは、自衛隊が来てくれるかどうかというところでございました。ここは残念ながら、希望がかないませんでしたので、手づくりのコンサートに切りかえて今準備をしていただきます。

そこは逆に言うと、減額の部分になるかなと思います。もっとかかるのではないかなという思いもあったわけですが、結局大きな予算を見ることはできなくて、手づくりのコンサートというような形で11月の本日はやりたいなというふうに思っております。

ただ、このふるさとコンサートの補助金が大きくふえております。これは、御案内のとおり本村出身の石原修二さんがはなのき会館の落成とそして130周年記念に、ぜひとも地元でコンサートをやりたいという希望はずうっと前から私も聞いておりましたし、村内に見える皆さん方での同級生を中心とした思いも伝わって要望がありました。

これに答える形で、収支のことも随分検討いただいたんですけれど、やはりチケットの販売だけではこれはできないということでございましたので、30万円だけ補助させていただいて、これはちょうど、紆余曲折ありましたけど、神田神社のお祭りの奉賛行事との絡み等もあって、何かうまくいけないのかなというふうには思っていたんですけれど、結果的には、実行委員会によるコンサートということでしたので、御足労を願う実行委員会の皆さん方の希望に応えるように30万円の補助を認めていただいて、新しい歌の発表もありますし、もう一人著名な歌手も呼んでいただけないかなというふうになっておりますので、これは村民の皆様方と一緒に立村130周年、もう一つはな

のき会館の竣工ということも含めて祝っていただくという行事にしたいという思いで、日にちはそれぞれ今回ばらばらになってきました。

10 月の公演も、ちょっと病気のニュースがありましたけど、復帰をされたというようなこともあって、今のところキャンセルは来ていませんのでやれると思っておりますが、円楽さんの公演ですけど、この3つの3本立てで大きな行事をやっていくというふうに、ことしの130周年記念の一連の関連行事ということでお認めをいただきたいと思っております。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号 令和元年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第5、議案第38号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

議案第38号 工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年8月23日提出。東白川村長。

記1. 契約の目的、東白川村国保診療所及び老健施設建設工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額、変更前5億9,887万4,040円、変更後5億9,377万6,440円。4. 契約の相手方、中島・曙・立保特定建設工事共同企業体、代表者、岐阜県中津川市加子母1005番地、株式会社中島

工務店、代表取締役 中島紀子。5. 工事の場所、東白川村五加下野地内。

別冊の説明資料のほう、1 ページをごらんください。

議案第 38 号 工事請負変更契約の締結についての説明資料ということでお願いをいたします。

契約の目的、契約の方法、契約の金額、相手方、場所につきましては、今議案の中で説明をしたとおりでございますが、工事請負契約の変更ということで、その下の内訳のところをごらんいただきたいと思いますが、当初は、これは上が設計ベースの金額になりますけれども、工事価格が 5 億 4,471 万 2,000 円、消費税が 4,357 万 6,960 円。設計額が 5 億 8,828 万 8,960 円で請負額は 5 億 8,212 万円ということでございました。

次に、3 月 1 日に仮契約を行いまして、3 月 7 日の定例会でお認めをいただきました 1 回目の変更の部分でございますが、真ん中の変更①でございます。

工事価格が 5 億 6,039 万 8,000 円、消費税が 4,483 万 1,840 円、合計が 6 億 522 万 9,840 円の設計に対しまして、請負額が 5 億 9,887 万 4,040 円でございます。

当初に比べますと、請負額で 1,675 万 4,040 円の増額の変更になっておりました。今回の変更②でございますけれども、工事価格が 5 億 5,562 万 8,000 円、消費税が 4,445 万 240 円、合計で 6 億 7 万 8,240 円の設計に対しまして、請負額が 5 億 9,377 万 6,440 円となりまして、2 回目の変更との差が 509 万 7,600 円の減額という内容でございます。

この増減の理由の内訳のほうでございますけれども、下をごらんください。

まず、大きいものから言いますけれども、1 番の渡り廊下の取りやめでございます。これにつきましては、先般の全員協議会の際にも御説明を申し上げましたけれども、駐車場の屋根をつくることの勾配の問題が 1 つありまして、それから、濃飛バスを運行させるということで、変更で入れました駐車場の屋根については取りやめにいたしました。これがマイナス 794 万 8,431 円の減額でした。

それから、地下ピット内のトラップ設置取りやめというのは、地下が空洞になっておる設計というのは御説明いたしましたけれども、そこにおけるトラップ、はしごがあったわけですが、それを取りやめまして、全部脚立でいつもいつも中に入るわけではないですので、点検のときだけということでしたので、脚立で十分対応できるというようなことから、このトラップを取りやめましたのが 82 万 6,136 円の減額でございます。

それから、室内サインの変更ということですが、これが 108 万 3,991 円ほどの増額となっております。これにつきましては、当初はやっぱり設計上、安くあげたいというのもありましたので、要は、突き出し型の室内のサインですとか、そういうものは一番安価なもので最低限のところに設置したというような内容でしたけれども、今回現場の人間とも建設の際に相談しながら、やっぱり見やすさですとか、そういったものも重視しまして、例えば診察室ですと、大きくドアに 1 番、2 番というようなシールを張って、そこにさらに突き出し型で「①診療室」というような室名サインをつけまして、さらにドアにも大きな字で「①診療室」というようなことをつけるような形で内容変更してまいりましたために、そうした室内サインの数をふやしたということと、それから今の突き

出し型のプレートにしても木製のものにして、ちょっとやっぱり割高になってしまったということなこともありましたけれども、合計で、老健と診療所のほうで108万3,000円ほどの増額となりました。

それから、医事室の受付窓の形状変更ということでございますが、これが35万6,741円ほどの増額でございます。これにつきましては、玄関を入れてすぐ左にございます受付の窓でございますが、時間外のときにそこを閉めるようになっておるわけでございますけれども、横引きのシャッターというか、今風のものにちょっとかえさせてもらいましたので、これが35万6,000円ほどかかったということでございます。

それから、全館放送設備の追加ということで、これについては非常時等あるいは呼び出し等のときの全館放送の設備をつけさせてもらったということで50万5,000円ほどの増額でした。

それから、キュービクルの機械基礎の変更ということで、これは面積がちょっとふえたわけですが、51万8,213円ほどの増額。

最後に、館名文字の変更ということで、当初は車寄せの部分に箱文字というような形で国保診療所というような3カ所の玄関にそれぞれつける予定でしたけれども、やはり見やすさ、デザイン等のことも考えまして、切り文字に変えたり、感染症外来のところは看板を置いたりといったようなことでちょっと変更をさせてもらいましたので、その分で57万8,000円ほど増加分になったと。

あと細々したものがございますけれども、主な増減の理由というのはここに記載してあるものでございます。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明はよくわかりました。

一番下の文字の変更について少しお聞きしたいんですけど、当初箱文字だったのが切り文字になったということで、見やすさを考えたらと今言われたんですけども、最初、その検討というのはもともとしないで、箱文字ありきで始まったということよろしいでしょうか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

実施設計を行う際に、ちょうど今役場も車寄せのところに東白川村役場という文字が入っておると思いますけど、ちょうど施設はああいうのが多くて、こういうふうで行きましようかということで話をしたんですけども、実際に、例えば正面玄関ですと、薬局がすぐ前に建ちましたので、結構車寄せとの距離が近いということで見にくいんじゃないかというような話もあって、内側の自動

ドアの上にまず場所を変えたというようなことと、それからいわゆる箱文字のものは旧態依然としておるといふか、ちょっと古めかしいといふか、そういうようなこともありまして、何かほかのものでというような村長からの電話もありましたので、ちょっとそれを検討させていただきまして、そういうふうに変えてもらいました。

〔挙手する者あり〕

○議長（樋口春市君）

4 番 今井美和君。

○4 番（今井美和君）

わかりました。

あと、この請負額 57 万 8,000 円に関しては、もう既に箱文字ができていたけれども、新たに違うものをつくるという金額ということでよろしいですか。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

箱文字は、まだ全然できる前で、もちろんつけてもまだいせんけれども、要するに設計どおりに箱文字でいいですかという問い合わせがありましたので、それでちょっと検討させてもらって、切り文字等々、看板等々に変えたということで、全くその前の設計費との差額ということでございますので、箱文字自体は全然できておりません。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6 番 桂川一喜君。

○6 番（桂川一喜君）

⑤番の全館放送設備の追加についてのあれですけど、先ほどの説明やと、当初の予定の中になかったものを新たに追加されたというふうに聞こえたわけですけど、あれだけの設備をつくるときに、全館放送が予定に入っていなかったというのはなぜだったか、ちょっと教えてほしい。

○議長（樋口春市君）

診療所事務局長 河田孝君。

○診療所事務局長（河田 孝君）

それぞれ、老健施設と今の外来のほうですね。そちらのほうはそれぞれにはあったんですけど、全く全館一体というのが実はなくて、当初は設計に入れませんでしたので、それがそれこそ始まって話し合いの中で、やっぱり全館がほしいということになりましたので、ちょっと追加させてもらった部分です。

○議長（樋口春市君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 38 号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（樋口春市君）

日程第 6、議案第 39 号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤保夫君。

○総務課長（伊藤保夫君）

議案第 39 号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。令和元年 8 月 23 日提出。東白川村長。

記 1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、小型動力ポンプ付積載車、数量 1 台、設置場所、東白川村越原日向地内。2. 取得の目的、小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、1,105 万 5,000 円。5. 購入先、岐阜市金園町 3 丁目 25 番地、株式会社ウスイ消防。

今回の更新車両につきましては、第 4 部 7 ポンプ、日向に配置している車両で、平成 9 年に整備以降、20 年以上経過しましたので更新するものでございます。以上です。

○議長（樋口春市君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（樋口春市君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 2 回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 05 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員